

第1-1-(5) 受領拒否（賃借人が死亡し、その相続人のうちの一人がする供託）

Webブラウザから

かんたん登記・供託申請

不動産、商業・法人、動産譲渡、債権譲渡及び成年後見の各種登記関係手続き並びに供託関係手続きの一部に対応！

STEP1

利用場面選択

STEP2

事前準備

STEP3

申請情報入力

STEP4

送信

申請情報入力

申請に必要な情報を入力してください。

いくつかの項目は問診の結果をもとに設定されており、通常は編集できません。

任意の値に変更したい場合は、[内容を変更](#) から内容の変更ができますようになります。

[i](#) から申請情報の入力に関する情報が確認できます。

* [手続についてを表示](#) (別タブで開きます)

申請先供託所 [i](#)

供託所を選択する

〇〇法務局

* 「供託所を選択する」ボタンから申請先の供託所を選択してください。

供託者

住所 [i](#)

甲県乙市内町一丁目1番1号

氏名 [i](#)

甲山一郎

被供託者

[入力欄を閉じる](#)

住所又は法人所在地 [i](#)

甲県乙市内町二丁目2番2号

氏名又は法人名 [i](#)

乙野次郎

供託の原因たる事実

契約内容

賃借の目的物 [i](#)

甲県乙市内町一丁目1番地
木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平屋建居宅1棟、床面積50.30平方メートル

賃料の単位 [i](#)

月

年

その他

賃料 [i](#)

50,000

円

支払日 [i](#)

毎月末日まで

支払場所 [i](#)

被供託者住所

供託者住所

その他

供託する賃料 [i](#)

令和

8

年

3

月分

供託の事由 [i](#)

提供したが受領を拒否された。

受領することができない。

受領しないことが明らかである。

債権者を確知できない。

提供年月日

令和

8

年

3

月

25

日



法令条項

本供託の原因となる賃貸借契約の締結日（又は直近の合意更新日） [i](#)

2020年3月31日以前である。

2020年4月1日以降である。

法令条項 [i](#)

民法第494条第1項第1号

供託金額 [i](#)

50000

円

供託により消滅すべき質権又は抵当権 [i](#)

[入力欄を表示](#)

反対給付の内容 [i](#)

[入力欄を表示](#)

送付する添付書面 [i](#)

送付する添付書面はない。

送付する添付書面がある。

供託通知書の発送請求要否 i

供託通知書の発送を請求しない。

供託通知書の発送を請求する。

* 供託通知書の発送を請求する場合には、この供託書の発信後取得する申請番号を付記した上で、郵便切手を供託所に送付又は持参してください。

供託書正本の交付方法 i

書面の供託書正本の窓口交付を請求する。

書面の供託書正本の送付を請求する。

* 書面の供託書正本の送付を請求する場合は、この供託書の発信後取得する申請番号を付記した上で、郵便切手等を供託所に送付してください。

備考 i

供託者は、賃借人甲山太郎の相続人である。

補正申請 i

補正のコメントを受領したので補正申請として申請する。

連絡先情報 i

氏名

甲山一郎

電話番号

12-3456-7890

通信（連絡・コメント）欄 i

供託所宛てのメッセージは、こちらに記載してください。

氏名又は法人団体名（全角カナ） i

コウヤマイチロウ